

議会受付番号	鎌議第 1312 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	瀧澤副市長(総務部職員課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項(鎌倉市議会会議規則第 105 条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平成 27 年の職員課の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成 27 年に入ってから、職員課が弁護士、社会保険労務士に相談、依頼した案件について、一件一件全て、その内容、日時、担当した職員、その際の弁護士、社会保険労務士の回答、見解について、全てを明らかにせよ。(平成 27 年 9 月 30 日時点)以上

3 答弁

平成 27 年中に職員課が弁護士に相談又は依頼した案件について得られた回答又は見解は、以下のとおりです。

なお、職員課において社会保険労務士に相談又は依頼した案件はありません。

(1) パワーハラスメントについて

相談日時：平成 27 年 1 月 29 日(木) 14 時 30 分から 14 時 45 分まで

相談弁護士：石津弁護士

担当職員：職員課 服部、内田

相談内容及びいただいた意見については、別紙 1 のとおりです。

(2) 市職員労働組合との交渉に係る職務専念義務の免除について

次の 3 点について、いずれも職員課 今井、内田が担当しています。また、相談した内容については、別紙 2 のとおりです。

ア 相談日時：平成 27 年 7 月 29 日(水) 14 時 25 分から 15 時 5 分まで

相談弁護士：小野弁護士

いただいた意見については、別紙 3 のとおりです。

イ 相談日時：平成 27 年 7 月 30 日(木) 13 時 00 分から 13 時 42 分まで

相談弁護士：石津弁護士

いただいた意見については、別紙 4 のとおりです。

ウ 相談日時：平成 27 年 8 月 3 日(月) 10 時 00 分から 11 時 15 分まで

相談弁護士：高荒弁護士

いただいた意見については、別紙 5 のとおりです。